

山梨県公報

第七十六号

令和三年

三月二十二日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の解除の予定……………一三三

○家畜伝染病の発生……………一三三

○道路の供用開始(四件)……………一三三

○道路の区域決定……………一三三

公告

○基本測量の実施……………一三四

○開発行為に関する工事の完了について……………一三四

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一三五

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一三五

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一三五

告示

山梨県告示第八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 都留市鹿留字上ノ山二五九四の四
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

山梨県告示第九十号

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	笛吹市	令和三年三月十日

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和三年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市高根町長沢字神久保四六〇番地先から北杜市高根町長沢字神久保四六二番地先まで	四一・〇	令和三年三月二十二日

山梨県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市鴨居寺字黒木二三九番一 地先から 山梨市上石森字日恵田五七一番 三地先まで	二六〇・〇	令和三年三 月二十九日

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市上石森字堂ノ前四七五番 地先から 山梨市上石森字上手原一七〇番 一地先まで	二八〇・〇	令和三年三 月二十九日

山梨県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	鰍沢口停車場線	西八代郡市川三郷町黒沢字町尻 四一三番五地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字洞尻 五四八番二地先まで	五三六・七	令和三年四 月一日

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鰍沢口停車場線
- 三 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
西八代郡市川三郷町黒沢字町尻四一 三番五地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字洞尻五四 八番二地先まで	五・一 一〇七・八	五三六・七	

四 区域決定の期日 令和三年四月一日

公 告

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月二十二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
西八代郡市川三郷町市川大門字新町西千八百九十六番二の一部及び千九百四番一の一部並びに水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 長崎幸太郎

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年三月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、七八九

山梨県選挙管理委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の

三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年三月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一八一、五六八

山梨県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年三月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、五三三
中巨摩郡	五、三五四
南都留郡	一一、八九一
甲府市	五一、七七三
富士吉田市	一三、六〇八
都留市・西桂町	九、六四一
山梨市	九、七六〇
大月市	六、八九五
韮崎市	八、一七三
南アルプス市	一九、六七七
北杜市	一三、四四一
甲斐市	二〇、七二〇
笛吹市	一九、二四六

上野原市・北都留郡

七、〇〇六

甲州市

八、八五四

中央市

八、二三三

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番